

## 専利権侵害訴訟の時効について

**前書き：**中国の知的財産権制度の完善、知的財産権に対する保護の強化及び国民の知的財産権に関する意識の向上に連れて、近年、知的財産権に関する訴訟が頻発している。知的財産権に関する訴訟案件では、権利者は市場での権利侵害行為をすぐに発見できないので、権利侵害行為が発生してから長時間後、はじめて発見して証拠を収集して訴訟を提起するのが多い。そうすると、知的財産案件での訴訟時効は普遍的問題になる。法律条文における訴訟時効に関する規定は簡単であるので、具体的な実務操作では、法律条文によって解答し難しい問題が様々である。本文では大量の司法審判判例に対する研究を通して、実務での問題を解決してみる。

### 一 専利権侵害訴訟の時効に関する法律規定

「専利法」第六十八条には、「専利権侵害訴訟の時効は二年とし、専利権者又は利害関係者が権利侵害行為を知った日又は知り得る日より起算する。」が規定されている。

「最高人民法院による専利紛争案件審理の法律適用問題に関する若干規定(2015年改正)」の第二十三条には、「権利者が二年過ぎてから起訴する場合、権利侵害行為が起訴時にも依然として継続しており、その専利権が有効期間内にある時は、人民法院は、被告に権利侵害行為を停止する判決を下さなければならない。権利侵害に対する損害賠償の金額は、権利者が人民法院に起訴した日から二年間を遡って推算しなければならない」が規定されている。

民法総則では訴訟時効の期間が3年に変更されたが、現存する判例の中には2年の訴訟時効期間に基づいて裁判された案件が少なくないため、以下では特別の説明がない限り、2年の訴訟時効期間で述べる。

二  
一

実務において、上記 2 つの規定について、検討すべきところがいくつかあり、ここで簡単に分析する

**2.1** 権利侵害行為を知ってから二年間、起訴しなかった場合、訴訟時効を過ぎたことになってしまい、専利権者は法院に権利侵害の訴訟を提起しても、被訴権利侵害者は、当該訴訟は訴訟時効を過ぎたとの理由で抗弁できる、と多くの人はそう思うであろう。

この疑問について、(2017)京民終 734 号の判決結果に関連説明がなされた。この判決で、上記二つの規定をよりよく理解できると思う。具体的に、当該判決書の記載によれば、専利権侵害紛争案件では、被訴権利侵害行為が継続状態にあれば、専利権者が被訴権利侵害者の行為が権利侵害行為に当該するとの理由で起訴するのに二年の訴訟時効に制限されない。損害賠償の金額を計算する時だけ、「権利者が人民法院に起訴した日から二年を遡って推算する」という規則が適用される。即ち、専利権者が知った日又は知り得る日から、二年間に起訴しなかったとしても、必ず起訴時効を過ぎたとは言えない。しかし、損害賠償の金額を計算する時、起訴日から二年を遡って推算しなければならない。そのうち、必ず起訴時効を過ぎたとは言えない場合として、権利侵害が継続しているのが多い。被訴権利侵害者が権利侵害行為をした場合、権利侵害行為が継続している限り、専利権者は、法院に権利侵害の訴訟を提起し、**権利侵害者に権利侵害行為の停止を要求する権利がある。**

この点も理解しやすいであろう。訴訟時効は「法が、権利の上に眠る者を保護しない」原則を体现する一方、専利権は無形財産権であり、法律に保護され、専利権者の許可がなければ、誰も使用できない。バランスを取るために、上記二つの規定で専利権者が即時に権利を行使することを促すことができるとともに、専利権者の合法的な権利が侵害されないことも確保できる。

**2.2** 訴訟時効の起算日はどのように確定されるか？

法律には、専利権者又は利害関係者が権利侵害行為を知った日又は知り得る日より起算すると規定されている。まず、知った又は知り得る意味を明らかにする必要がある。専利権侵害訴訟では、被訴権利侵害者は訴訟時効で抗弁する場合、挙証責任を負う。即ち、専利権者が知った又は知り得る時間について、被訴権利侵害者は証拠を挙げなければならない。証明できる証拠がない場合、或は積極的に権利を行使しない場合、法院は支持しない。

その次、知った又は知り得るとは、自分の権利が侵害された事実、権利侵害の主体である対象を明確にしたことを指す。権利侵害の事実のみ分かっており、権利侵害行為をした主体が分からない場合、時効の起算時間としてはいけない。以下に例を示す。

**1)** (2018)浙 01 民初 3454 号案件では、専利権者は採証保全を 2 回行ったが、法院は、1 回目の採証保全で専利権が侵害された事実のみが明確され、2 回目の採証で具体的な侵害者がはじめて明確されたため、知った又は知り得る日は 2 回目の採証時点から計算すべきであると認定した。

**2)** (2018)粵民終 93 号案件では、法院の認定により、華泰会社が提供した売買契約、送金証明、領収書等の初歩の証拠だけで、権利侵害者を確実に確認できず、鑫雨会社が被訴権利侵害製品の製造を認め、「証明」が出されて広州中級人民法院によって 2015 年 12 月 8 日に専利権者に送達された後、専利権者ははじめて鑫雨会社がその専利権を侵害した事実を知った又は知り得た。訴訟時効は当該時点から起算すべきである。

普通、専利権者は、まずインターネット、広告、展示会などの情報を通して権利侵害行為の存在可能性を知り、或は未公証の購入を通じて権利侵害行為が確実に存在することを知る。しかし、権利侵害行為があるかもしれないこと（確定できない）を知るのは、権利侵害を知った又は知り得る条件を満たさない。一方、未公証の購入を通じて権利侵害行為の存在を知る場合、知った又は知り得る時間を証明するのが難しい。したがって、現在、法院は、ほぼ公証された購入日または証拠保全日を訴訟時効の起算時間としている。

ただし、公証を請求する行為だけで時効の起算点を決めてはいけず、公証された購入や現場検証が公式に行われてから、初めて訴訟時効の計算を開始できる。被訴権利侵害製品に対する証拠保全を公証機関に請求したにもかかわらず、その時点で侵害者が権利侵害を行った証拠が把握されているとは言えないと審査官が思うからである。

### 2.3 継続的な権利侵害行為の中で、訴訟時効の起算日はどのように確定されるか

継続的な権利侵害行為の訴訟時効の起算日については、現在、明確に定められていない。1990 年に最高人民法院は「『民法通則』を徹底して執行することに関する若干の問題の意見(改正稿)」第 194 条で「権利侵害行為は継続的に発生する場合、訴訟時効は権利侵害行為の実施が終了した日から計算する」と規定した。しかし、この『改訂稿』は結局正式に発効されなかった。

前文において解釈されたように、専利権侵害紛争案件において、被訴権利侵害行為が継続状態にある場合に、専利権者は、被訴権利侵害者の行為が専利権を侵害する行為に該当する理由で起訴する時、二年の訴訟時効に制限されない。専利権侵害案件において、継続的な権利侵害行為に対して、権利侵害行為が継続している限り、起訴することができる。その場合、訴訟時効の起算日はどのように確定されるか？また、継続的な権利侵害と言っても、さらに2つの状況がある。以下にそれぞれ述べる。

**1)** 専利の有効期間内に権利侵害行為が終了した場合、訴訟時効は権利侵害行為の終了時から起算される。

(2016)陝民終 567 号案件において、原告が提出した「工事引渡証明書」により、工事の引渡時点が2013年4月24日であった。被告が実施した被訴権利侵害行為が2013年4月24日まで継続していたことが証明された。原告は2015年2月4日に起訴したため、二年の起訴時間を過ぎていないと、法院が認定した。その内、上述のように、権利侵害の停止について、被訴権利侵害者が立証責任を負わなければならない。市場に販売行為がまだ存在し、製品がまだ流通している場合、生産と販売の停止時間を証明できなければ、権利侵害行為が終了していないと認定すべきである。

**2)** 権利侵害がずっと継続しているが、専利権が消滅した場合、訴訟時効は専利権が終止した日から起算される。(2016)京民終 269 号案件の記載によると、関連専利権の権利消滅時間は2009年1月7日以降であってはいけない。被訴権利侵害行為が2009年1月7日まで継続しても、訴訟時効の中止・中断がない限り、専利権者が案件関連請求項に基づいて提起した訴訟は2009年1月7日から2年以内に提起されるべきである。

**3)** 専利権が消滅し、権利侵害行為も終止した後に、専利権者は、初めて専利存続期間では継続的権利侵害行為があったことを発見した場合にも、訴訟を提起する権利がある。訴訟時効は専利権者が権利侵害行為を知った日から計算される。例えば(2016)蘇民終 306 号に記載されているように、案件関連の専利権は、2013年1月に年金未納の原因で消滅した。専利権者は2014年に被訴権利侵害製品が案件関連実用新案権を侵害する疑いがあることを初めて知ったため、2015年4月に起訴したのは、訴訟時効を過ぎていない。

## **2.4** 継続的な権利侵害行為の中で、損害賠償はどのように確定されるか？

この問題について、実際には2つの状況がある。以下にそれぞれ説明する。

1) 既に権利侵害行為を知っていた場合、『最高人民法院による専利紛争案件審理の法律適用問題に関する若干規定(2015 修正)』の第 23 条の規定、「権利者が 2 年過ぎてから起訴する場合、権利侵害行為が起訴時にも依然として継続しており、当該専利権の有効期間内にあるとき、人民法院は、被告に権利侵害行為を停止する判決を下さなければならない。権利侵害に対する損害賠償の金額は、権利者が人民法院に起訴した日から 2 年間を遡って計算しなければならない。」が適用される。(2014)泰中知民初字第 00039 号案件において、法官の認定によると、原告が同じ事実で提起した本件の起訴時点は別の起訴から二年過ぎたが、被告の権利侵害行為が継続的な状態にあり、起訴際にも続けているので、被告は権利侵害を停止する民事責任を負い、原告の請求が訴訟時効を過ぎた、との反論理由は成立できない。ただし、権利侵害の損害賠償額を確定する時、人民法院に起訴した日から 2 年を遡って推算すべきである。

そのうち、専利失効前の権利侵害行為に対する損害賠償について以下の例を示す。(2016)沪民終 11 号案件において、法官は、「起訴の際、権利侵害行為が続いており、当該専利権の有効期限内にある」という規定の目的は継続的な権利侵害行為の中で侵害停止の請求権の適用範囲を限定することであり、損害賠償の請求権を行使する限定条件ではなく、専利失効前の権利侵害行為に関する損害賠償請求権について、継続的な権利侵害事実は起訴時に訴訟時効内にある場合、2 年の訴訟時効を過ぎなかった部分の権利侵害行為について、専利権者は権利侵害者が損害賠償の責任をとるよう要求できる。例えば、2015 年 5 月 9 日に専利権者が権利侵害行為を発見し、権利侵害行為の実際の継続期間は 2015 年 4 月 1 日-2017 年 8 月 1 日であり、専利は 2016 年 4 月 1 日に失効した。専利権者が 2018 年 4 月 1 日以降に権利侵害訴訟を提起すれば、訴訟時効を過ぎたことになる。専利権者が 2018 年 4 月 1 日以前に権利侵害訴訟を提起すれば、例えば 2017 年 10 月 1 日に権利侵害訴訟を提起すれば、2015 年 10 月 1 日-2016 年 4 月 1 日の権利侵害行為に対して損害賠償を請求できる。

そのため、権利侵害行為を既に知ったとしても、被告が専利技術を続けて実施しなかった、或は専利権が消滅したならば、専利技術の実施の停止時点或は専利権の終止時点から 2 年過ぎて起訴しなかった場合、訴訟を提起しても意味がない。権利侵害行為はなくなったため、権利侵害行為の停止を要求する必要もない。損害賠償は起訴してから 2 年間を遡って計算すべきであるため、過去二年間、権利侵害行為がなかったため、当然損害賠償の問題も存在しない。2 年以内に起訴すれば、過去二年間の権利侵害行為で損害賠償を請求することができる。

また、専利訴訟では、訴訟の提起から案件審理の終結まで、短いと数か月、長いと数年になる。ここまで起訴前の行為に対する賠償請求を論述したが、起訴後から審理の終結までの期間はどのようになるか？(2015)民三終字第 1 号案件では、法官は、起訴日から権利侵害行為の終止日まで

の専利賠償請求を支持した。この期間の権利侵害損害賠償については、訴訟時効はすでに問題ではなくなり、悪意的侵害の可能性があるため、それについて専利権者も積極的に主張すべきである。

**2)** 前に権利侵害行為を知らなかった場合には、訴訟時効の問題は存在しないため、権利侵害損害賠償について、権利者が人民法院に起訴した日から2年を遡って計算する必要はなく、権利侵害行為の開始日から、権利侵害行為の終了日まで計算すればよい。

### 2.5 訴訟時効が中断になる原因は何であるか

訴訟時効の中断とは、訴訟時効期間中に一定の法定事由が発生したため、すでに経過した時効期間を一括して無効にし、時効が中断になる事由が消滅した後、訴訟時効期間を再び起算することをいう。民法総則第195条の規定によると、訴訟時効の中断事由には、専利権者が権利侵害訴訟を提起すること、専利権者が請求を提出すること或は被訴権利侵害者が義務の履行に同意することが含まれる。

今から見ると、専利権侵害訴訟において、訴訟時効が中断になる原因として、主に警告状、行政訴訟、調停の発行が挙げられる。警告状によって時効が中断された場合には、消印の保留などの証拠が事件発生時間を証明するための重要な要素である。行政訴訟によって時効が中断された場合には、一般的に訴訟案件が終結した時点の時効の起算時点とする。調停によって時効が中断された場合には、「最高人民法院による〈中華人民共和國民法通則〉の徹底的实施における若干の問題に関する意見(施行)」の第174条により、「権利者は人民の調停委員会又は関連部門に民事権利の保護を請求する場合、請求を提出する時から、訴訟時効が中断される。調停によって合意に達しなかった場合、訴訟時効期間は再計算される。調停によって合意に達したが、義務者が協議に規定される期限内に義務を履行しなかったならば、訴訟時効は期間の満了日から再起算しなければならない」となっている。

### 2.6 訴訟時効が中止になる原因は何であるか

訴訟時効の中止とは、訴訟時効期間の最後の6ヶ月で、法定事由で権利者が請求権を行使できず、法定事由がなくなった後、訴訟時効期間は、時効中止の原因が消滅した日から6ヶ月が満了するまでの期間になる制度である。訴訟時効の中止は必ず法定事由によるものである。これらの法定事由は2種類分けられる。一種は不可抗力であり、例えば自然災害、軍事行動など、当事者が予

見・克服できない客観的な状況が挙げられる。もう一種は、権利者が請求権を行使するのを妨げる他の原因である。

後者の法定事由として、専利権侵害案件では、よく見られるのは専利の無効手続きである。専利の無効宣告決定により、訴訟時効が中止される。それ以外の状況がまだ明確にされていないが、他の状況に属しない場合については、例えば、(2014)渝一中法民初字第00538号の案件において言及された。当該案件では、原告は、有期懲役が処されたことで訴訟時効が中止したと主張したが、法院が認めなかった。訴訟時効の中止は法によって定められたものであり、有期懲役は法定事由ではなく、かつ原告は服役期間に持分譲渡を配偶者に委託したことで、原告が服役期間に関連事務を他人に委託するのに障害がないことが示されたからである。これによって分かるように、法定事由ではなく、他の方法を尽きて権力を行使する努力もない場合、法官は訴訟時効中止請求を受けない可能性がある。

## 2.7 他の訴訟時効に関する問題

**1)** 起訴時に実施されたのは方案 A であるが、現場で検証されたのは方案 B である場合、方案 A の訴訟時効は、方案 B に変更された原因で継続的な権利侵害でなくなって影響を受けるか。

二年の訴訟時効を過ぎたかどうかの判断は、権利侵害の認定を基準としないため、被訴権利侵害者が技術方案 A を実施しても技術方案 B を実施しても、被訴権利侵害行為が継続的に存在する限り、専利権者による権利侵害訴訟は二年の訴訟時効に制限されない。

**2)** ある請求項に対する権利主張で、他の請求項の時効が中断になるか

(2015)粵高法民三終字第 617 号の判例では、法官の認定によると、当該専利権の最大の保護範囲を主張した時、当該専利権の独立権利と従属権利にとって、時効の中断になる。判決結果から見れば、独立請求項の保護範囲が大きく、従属請求項の方案が含まれるため、独立請求項を主張する時、従属請求項も主張しているため、独立請求項の権利主張で、従属請求項に対する権利主張の時効の中断になると理解できる。

**3)** 起訴時に訴訟対象の社名を間違えて、その後に社名を変更した場合、この期間で訴訟時効の認定が影響されるか

(2016)粵民終 1105 号案件の判決結果によってわかるように、訴訟時効の認定に影響がない。当該案件では、原告にとって、2011年6月30日は権利侵害を知った日であった。原告は2013年6月26日に一審の法院に訴訟を提起し、「蘇州羅技電子有限公司」を本案の共同被告にした。その後、当該会社は存在しないことに気づき、公証購入の被訴権利侵害製品に記載された販売元の一員は羅技蘇州会社である理由で、2014年2月27日に被告として追加し、同年の9月12日に被告を「蘇州羅技電子有限公司」から羅技蘇州会社に変更すると請求した。これに対して、法官は、原告が提起した訴訟が法定時効期間内にあると認定した。

#### 4) 対応専利のいずれかの専利を使用した訴訟で、他の専利の訴訟時効が中断するか

(2012)粵高法民三終字第 379 号案件の判決によると、対応専利がある場合、その中の 1 つの専利の訴訟で、もう一件の専利の訴訟時効が中断されることがない。この点も理解しやすいであろう。対応専利であるため、技術的な相関が大きい、保護範囲や具体的な方案に違いがあり、2 つの独立した権利の行使であり、その中の一件の専利の訴訟で、別の専利の訴訟時効が中断することはない。

### 3. 以上の分析を参考にして、いくつかの角度からご提案する

- 1) 専利権者にとって、「知った日から 2 年過ぎた」との原因で、訴訟を放棄してはいけない。
- 2) 訴訟時効の起算について、訴訟時効が過ぎていないと認定されるように、専利権者は、侵害行為を発見しなかったこと、権利侵害であるかどうかを確定できないこと、権利侵害者を確定できないことで反論すべきである。これに対して、訴訟時効が過ぎたと認定されるように、被訴権利侵害者はこれらの角度から反論して、専利権者が「知った又は知り得る」ことについて十分に立証しなければならない。
- 3) 継続的な権利侵害の場合、専利権者にとって、二年訴訟時効に制限されず、訴訟時効期間は権利侵害行為の終了時から起算すべきであることを知らなければならない。被訴権利侵害者にとって、権利侵害の損害賠償は起訴日から二年を遡って推算すべきであることを知らなければならない。
- 4) 訴訟時効の中断について、権利侵害訴訟、行政訴訟、警告状の送付などのように、権利を主張したことがあれば、後続の立証のために証拠を保留することを権利者が注意すべきである。